

困難と判断された地域では、一定の条件を満たせば民間から借りた不動産等にも設置できる。具体的な判断は、市区町村が行う。

厚労省が7月27日、各自治体宛てに通知した。従来、特別養護老人ホームについては、サテライト型居住施設である。



「介護付きホーム」の呼称を広めるため、全国特定施設事業者協議会が精力的にPR活動を展開している。

すでに介護業界の内外に向けて説明会を開催し、政界にも支援を呼びかけ10名以上の賛同者も得ている。

そもそも、なぜ今「介護付きホーム」なのか？

新たな呼称が広まることで、どのようなメリットがあるのか？

広報活動の先頭に立つ、植村健志・副代表理事(㈱アズパートナーズ社長)に聞いた。

「介護付きホーム」を広める目的は？

「介護付きホーム」の呼称を最大理由は、施設に入居されるエンドユーザーの方々が、自らのニーズにあった施設をキチンと選べるようにすることだ。

言うまでもなく、「介護付きホーム」は介護サービスが内付けなので、包括報酬で介護サービスを受けることができる。これに対し、外付けのサービスを利用する施設と契約された方々が、入居後に初めて「最初から介護サービスは付いていない」ことに気づかれるケースや、思った以上に、外付けの介護サービスが使いづらい」と言われる事例がみられる。

この原因の一つに「介護付きホーム」の特長が理解されていないことがあり、これにより「ミスマッチ」が生じている。

「介護付きホーム」であれば、日常の状況把握や認知症、看取りなど、高齢者のあらゆるニーズに十分に対応ができる。

私は「介護付きホームこそ、高齢者にとって最もふさわしい」終の棲家だと確信している。

「特定施設」では、様々なか？

当協議会の調査では、「特定施設の認知度は、特別養護老人ホーム」「サービス付き高齢者向け住宅」「二宅型有料老人ホーム」に比べて、圧倒的に低い。

厚生労働行政に関係する政治家でさえ、「特養」と「特定」の違いがわからない方もいるくらいだ。

在宅医療の目標値を設定

厚労省・在宅医療連携WG

自治体が策定する介護保険事業計画で、訪問診療等の在宅サービスとの整合性を取る必要があることから、医療計画でも在宅医療の目標設定を定める方向性が示された。

厚労省は8月3日、東京都港区の三田共用会議所で、第1回在宅医療及び医療・介護連携に関するワーキンググループを開催し、増大する慢性期の医療・介護ニーズに対する

「介護付きホーム」こそ終の棲家

(株)アズパートナーズ・植村健志社長



「介護付きホーム」の呼称を使っていきたいと思います」と、まずは身内である特定協のみなさんに呼びかけた。

「反対意見は、なかったのか？」

「特定施設は法律用語で、変えることはできない」といったご意見や指摘は頂いた。

私は、「呼称でいいんです」とお答えした。例えば、もし自分の親が介護が必要になり、自宅で生活が困難になった時に「介護付きホームに入ればいいんだ」と認識してもらえれば良いと思っている。

その際に「サ付き住宅型」も選択肢に入ってくると思うが、その中でも「介護付きホーム」の特長を理解して頂いた上で、他の施設と明確に区別して、自らに最適な施設を選択して頂けたらと考えている。

具体的に、特定協ではどのような活動を？

まず、会員の中で大手事業者の皆さんが、自社のホームページで「介護付きホーム(特定施設)」とか「介護付きホーム(介護付有料老人ホーム)」などが、その前にまずは「介護付きホーム」という名称を、広く伝えていきたい。

これを元に、当協議会で「Q&A」を作成して会報で周知している。

ちなみに当社(アズパートナーズ)では、ホームページは既に変更しており、広告関係の印刷物も、「介護付きホーム」の名称が入ったものに順次変更していく。

新呼称は、どの程度の浸透を期待するのか？

これまでの経験から、どのような事業であっても最も大切なことは「エンドユーザー」には「介護付きホーム」の認知度を高めることだ。全国特定施設事業者協議会副代表理事、高齢者住宅経営者連協協議会役員を務める。

さらに厚労省は、「都道府県や市町村が協議する場を設置し、それぞれの地域の実情に応じて検討の必要がある」として、討する」こと等が提案された。

「全国共通の考え方を当てはめることはせずに、都道府県や市町村が協議する場を設置し、それぞれの地域の実情に応じて検討の必要がある」として、討する」こと等が提案された。

さらに厚労省は、「都道府県や市町村が協議する場を設置し、それぞれの地域の実情に応じて検討の必要がある」として、討する」こと等が提案された。